

平成20年12月3日

関係機関各位

三重労働局労働基準部
賃金室長

最低賃金の広報並びにポスター掲示等
にかかる依頼について

平素より、労働行政の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金法は、地域別、業種別に賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善等を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されています。同法に基づき、現在、県内では、全ての労働者に適用される「三重県最低賃金」と特定の産業(県内では8業種)に従事する労働者に適用される「産業別最低賃金」が設定されています。

当局では、本年度、10月26日に「三重県最低賃金」を改正(時間額12円引上げ)し、「産業別最低賃金」は8業種のうち5業種について来る12月26日に改正(時間額9円から11円引上げ)することを決定しております。

つきましては、県内の事業者、労働者等に最低賃金の決定内容を広く周知いたしたく、貴機関発行の広報誌等への掲載について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。掲載に当たりましては、別紙の例文をご参照下さい。

なお、ご掲載いただきましたときは、同封の返信用封筒(切手不要)にて掲載誌等をお送りいただければ幸甚に存じます。

また、ポスター及び配布物を同封致しましたので、掲示等につきましてもご配慮賜りますよう、併せてお願い申し上げます。



三重県最低賃金は時間額701円

—最低賃金の改正について—

「三重県最低賃金」は、平成20年10月26日から、時間額701円に、12円引き上げられました。この最低賃金は、年齢・雇用形態（パート・アルバイト等）を問わず、原則、県内で働く全ての労働者に適用されます。

また、特定の産業の事業場で働く労働者には、産業別最低賃金が定められています。5業種の産業別最低賃金については、同年12月26日から、時間額で9円から11円引き上げられます。

詳細については、三重労働局賃金室（TEL. 059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお尋ね下さい。

最低賃金の改正について

「三重県最低賃金」は、原則、県内で働くすべての労働者に適用されます。特定の産業の事業場で働く労働者には、「産業別最低賃金」が適用されます。産業別最低賃金の5業種については、本年12月26日から、時間額が改正されます。

この機会に、事業場における賃金額を確認しましょう。

三重県最低賃金	効力発生日
時間額 701円	20.10.26

産業別最低賃金		効力発生日
紡績業	時間額 711円	16.1.18
ガラス・同製品製造業	時間額 765円	20.12.26
銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	日額 5,907円 時間額 739円	10.12.15
電線・ケーブル製造業	時間額 785円	20.12.26
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	時間額 782円	20.12.26
一般機械器具製造業 (一部、業種を除く。)	時間額 762円	15.12.15
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 (一部、業種を除く。)	時間額 770円	20.12.26
輸送用機械器具製造業 (一部、業種を除く。)	時間額 807円	20.12.26

詳細については、三重労働局賃金室（電話 059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお尋ね下さい。